

## 3 さわやかな生活環境の保全と創造

### 3 - 1 大気汚染の防止

#### 1 大気汚染の状況(大気水質保全課)

大気の汚染状況を常に把握し、公害の未然防止を図るため、昭和46年から大気常時監視測定局を設け、大気汚染の状況を監視しています。平成25年度の調査結果の概要は次のとおりです。

#### (1)大気汚染状況の常時監視

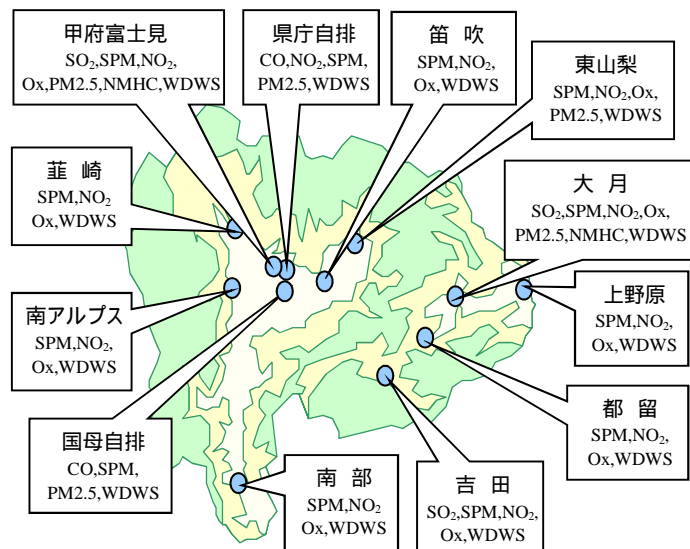
##### 調査内容

環境基準が定められている二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質について、大気汚染防止法に基づき常時監視を実施しています。微小粒子状物質については、環境基準が平成21年9月に告示されたため、平成22年度から常時監視を開始しました。また、汚染状況の適切な評価等のため、一酸化窒素、非メタン炭化水素及び風向・風速を併せて測定しています。

測定局の設置場所、測定項目等  
各測定局の設置場所および測定項目は、右図のとおりです。一般環境大気測定局10局、自動車排出ガス測定局2局の計12局を設置しています。

##### 調査結果の概要

浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)(全局)、微小粒子状物質(PM2.5)について、環境基準が非達成でした。



測定局の設置場所及び測定項目

備考)SO<sub>2</sub>:二酸化いおう、CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、NO<sub>2</sub>:二酸化窒素、Ox:光化学オキシダント、PM2.5:微小粒子状物質、NMHC:非メタン炭化水素、WDWS:風向風速  
衛公研局から名称変更(H22.4.1~)

本県の大気環境は、大気汚染物質の発生源が少ないにもかかわらず、地形的な条件や首都圏からの大気汚染物質の移流により、環境基準が達成されないことがあります。なお、平成25年度の年間値や月間値等の測定結果は、資料編に掲載しています。

平成25年度大気汚染に係る環境基準の達成状況

	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境基準	1時間値の一日平均値が $0.04\text{ppm}$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.1\text{ppm}$ 以下であること。	1時間値の一日平均値が $10\text{ppm}$ 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が $20\text{ppm}$ 以下であること。	1時間値の一日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1時間値の一日平均値が $0.04\text{ppm}$ から $0.06\text{ppm}$ までのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が $0.06\text{ppm}$ 以下であること。	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、一日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
測定局数	3	2	12	11	10	5
有効測定局数	3	2	12	11	10	5
達成局	甲府富士見、大月、吉田	県庁自排、国母自排	甲府富士見、大月上野原、吉田都留、南アルプス東山梨、韭崎県庁自排、国母自排	甲府富士見、大月上野原、笛吹、吉田南部、都留南アルプス東山梨、韭崎県庁自排		甲府富士見、東山梨県庁自排
非達成局			笛吹、南部		甲府富士見、大月上野原、笛吹、吉田南部、都留南アルプス東山梨、韭崎	大月、国母自排
評価方法	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価
環境基準達成状況	3局中3局	2局中2局	12局中10局※	11局中11局	10局中0局	5局中3局

浮遊粒子状物質（SPM）については、両局とも、環境基準を超える日が2日連続したことによる非達成であった。

#### 有効測定局

有効測定局とは、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については、有効測定日数が250日以上の測定局をいう。

#### 評価方法

##### (1)短期的評価（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

##### (2)長期的評価

###### 二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、未達成と評価する。

###### 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

###### 微小粒子状物質

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準（1日平均値）と比較する。

長期基準、短期基準の両基準を満たした場合に環境基準が達成されたと判断する。

## (2)有害大気汚染物質の測定結果の概況

有害大気汚染物質のうち、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質、指針値<sup>1</sup>が定められているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀<sup>2</sup>、ヒ素<sup>3</sup>等の8物質並びにその他の2物質の合計14物質を県内で測定しました。

<sup>1</sup> 平成15年9月30日、平成18年12月20日及び平成22年10月15日に環境省が設定した「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」をいう。

<sup>2</sup> 指針値は水銀について定まっているが、測定方法は水銀及びその化合物について定まっているため、指針値に対する評価にはその測定結果を用いた。

<sup>3</sup> 指針値はヒ素及び無機ヒ素化合物について定まっているが、測定分析の効率性を考慮し、指針値との比較評価は当面全ヒ素をもって代用することで差し支えないと定まっているため、指針値に対する評価は全ヒ素の測定結果を用いた。

揮発性有機化合物11物質は県内5地点、金属化合物3物質は甲府富士見局及び吉田局の2地点で実施しており、測定した全ての地点で環境基準を達成し、また、指針値を満足しました。なお、平成25年度の年平均値や各物質濃度の経年変化は、資料編に掲載しています。

平成25年度有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件 (環境基準)	1年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下 であること	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下 であること	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下 であること	1年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下 であること
測定地点数	5	5	5	5
達成地点	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排
環境基準 達成状況	5地点中5地点	5地点中5地点	5地点中5地点	5地点中5地点

平成25年度有害大気汚染物質に係る指針値の満足状況

	アクリロ ニトリル	塩化ビニル モノマー	クロロ ホルム	1,2-ジクロロ エタン	1,3- ブタジエン	塩化メチル	トルエン	水銀及び その化合物	ニッケル 化合物	ヒ素及び その化合物
指針となる数値 (指針値)	年平均値が 2 μg/m <sup>3</sup> 以下	年平均値が 10 μg/m <sup>3</sup> 以下	年平均値が 18 μg/m <sup>3</sup> 以下	年平均値が 1.6 μg/m <sup>3</sup> 以下	年平均値が 2.5 μg/m <sup>3</sup> 以下	未設定	未設定	年平均値が 0.04 μg Hg/m <sup>3</sup> 以下	年平均値が 0.025 μg Ni/m <sup>3</sup> 以下	年平均値が 0.006 μg As/m <sup>3</sup> 以下
測定地点数	5	5	5	5	5	5	5	2	2	2
指針値を 下回った地点	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・ 吉田	甲府富士見・ 吉田	甲府富士見・ 吉田
指針値の 満足状況	5地点中 5地点	5地点中 5地点	5地点中 5地点	5地点中 5地点	5地点中 5地点	-	-	2地点中 2地点	2地点中 2地点	2地点中 2地点

### (3)光化学オキシダント(Ox)濃度の測定状況

光化学オキシダントが高濃度になると、目やのどが痛くなるなど人体に影響を及ぼします。このため、県内10か所の測定局で光化学オキシダント濃度の常時監視を行っています。

また、昭和51年7月に「山梨県光化学スモッグ緊急時対策要綱」を制定し、毎年、光化学オキシダント濃度が上昇する時期(4月～9月)に強化期間を設け監視及び連絡体制を強化し、隣接都県の光化学スモッグ注意報発令状況などの情報を広域的に収集しています。

光化学オキシダント濃度が基準値より上昇し継続するおそれがある場合には、注意報等を発令し、マスクや市町村の防災無線等を通じて県民に外出や屋外での運動を控えることなどを呼び掛け、健康被害の発生防止に努めています。

注意報の発令はその年の気候等により増減します。平成25年度は注意報を延べ3日発令しましたが、健康被害の届出はありませんでした。

光化学スモッグ注意報等発令規準

区分	発令の基準
予 報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になることが予想され、当該状態が更に悪化することが予想される時
注 意 報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象状況からみて、その状態が継続すると認められるとき
警 報	オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、気象状況からみて、その状態が継続すると認められるとき
重大警報	オキシダント濃度が0.4ppm以上になり、気象状況からみて、その状態が継続すると認められるとき

光化学スモッグ注意報発令日数

地域	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
上野原地域	7	12	12	4	4	7	12	14	3	2	11	2	2	3
大月地域	11	4	3	2	1	3	4	4	3	1				
都留地域					1					1				
吉田地域														
東山梨地域														
笛吹地域						1								
甲府地域					1									
韮崎地域					1									
南アルプス地域		1			1				1					
峡南南部地域	4	2	2	1	1	3		3	2	1				
発令延日数	14	13	12	5	5	9	12	15	4	3	11	2	2	3
健康被害者数	18	54												

発令延日数は同日に2ヶ所以上で発令しても1日と数える。  
 発令地域名は平成22年度から発令地域を次のとおり統合。  
 ・大月地域と上野原地域 大月・上野原地域  
 ・笛吹地域と東山梨地域 笛吹・東山梨地域  
 ・吉田地域と都留地域 吉田・都留地域

平成25年度光化学スモッグ注意報等発令状況

発令年月日	発令種類	発令地域	健康被害
7月10日	注意報	大月・上野原	なし
7月12日	注意報	大月・上野原	なし
8月10日	注意報	大月・上野原	なし

## 2 大気汚染防止対策(大気水質保全課)

大気汚染の防止対策としては、大気汚染物質の固定発生源である工場、事業場への立入検査を実施し、ばい煙等の排出基準や特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守状況を監視及び指導を行っているほか、移動発生源対策として、低公害車の導入支援を行っています。

また、平成18年4月1日から大気汚染防止法が改正され揮発性有機化合物(VOC)排出施設についての規制が始まり、工場・事業場への立入検査及び指導を実施しています。

平成25年度末現在の大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)に基づく規制対象施設の届出数は次表のとおりです。

林務環境事務所別 ばい煙・粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設及び条例に基づく特定施設数(平成26年3月31日現在)

種類 林務 課 種 別 名	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設										大気汚染防止法に基づく 一般粉じん 発生施設		大気汚染防止法 に基づく 揮発性有機化合物 排出施設		条例に基づく特定施設数					合計	
	ボイラー	乾燥炉	産業物 焼却炉	金属 溶解炉	カス・ピツ	ディーゼル 機 関	焼成炉 その他	小計	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	粉じん (製練施設)	ばい煙 (炭素物焼却炉)	小計	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	
中北	809	16	27	17	28	163	30	1,090	440	210	30	14	5	21	12	12	12	33	24	1,347	499
峡東	208	2	9	0	5	30	14	268	142	101	9	0	0	26	10	3	3	29	13	398	164
峡南	109	3	2	6	4	16	3	143	76	121	20	6	5	14	7	2	2	16	9	286	110
富士・東部	504	9	12	7	18	40	7	597	286	146	23	4	2	73	32	10	10	83	42	830	353
合計	1,630	30	50	30	55	249	54	2,098	944	578	82	24	12	134	61	27	27	161	88	2,861	1,126
H25.3.31 現在	1,660	30	49	26	56	246	52	2,119	963	565	79	24	13	134	61	29	29	163	90	2,871	1,145

甲府市内に設置されている一般粉じん発生施設、条例に基づく粉じんに係る特定施設は、甲府市で所管しているため表中には含みません。

(特定粉じん発生施設に係る届出は無し)

### (1)工場等に対する監視・指導(大気水質保全課)

#### 概要

大気汚染防止法等に基づき、排出基準の遵守状況、自主検査の実施状況等を調査するため、各林務環境事務所・衛生環境研究所が、ばい煙発生施設・一般粉じん発生施設・揮発性有機化合物排出施設等を有する工場・事業場への立入検査を実施しました。

平成25年度は、1,126の工場・事業場のうち246の工場・事業場について立入検査を実施し、ばい煙等の排出状況、施設の維持管理状況、法や条例に基づく届出内容の確認等を行いました。

立入検査実施状況

		年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
ばい煙発生 施設等(*1)	実施工場・ 事業場数		285	332	229	196	212	205	253	226	209	171	126	132	246
	勧告その他 行政指導実施		7	16	12	5	3	3	1	3	8	2	4		
一般粉じん・特定粉 じん発生施 設等(*2)	実施工場・ 事業場数		45	43	135	47	26	43	40	23	15	23	23	8	16
	勧告その他 行政指導実施				1										6
揮発性有機 化合物排出 施設等	実施工場・ 事業場数		-	-	-	-	-	12	14	14	15	15	21	18	13
	勧告その他 行政指導実施		-	-	-	-	-							2	3

\* 1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設と条例に基づくばい煙に係る特定施設

\* 2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん・特定粉じん発生施設と条例に基づく粉じんに係る特定施設

#### 実施結果

立入検査による行政指導件数は9件で、一般粉じん発生施設に係るものが6件、揮発性有機化合物排出施設に係るものが3件でした。これらは届出の未届に係るもので、法に基づく届出の徹底を指導しました。

## (2) 光化学オキシダント対策(大気水質保全課)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )と揮発性有機化合物(VOC)が紫外線等による光化学反応により変化した酸化性物質です。このうち、 $\text{NO}_x$ については、固定発生源(工場・事業所等)、移動発生源(自動車)とも削減対策が進んでいますが、VOCについては、移動発生源対策は昭和49年度から始まっているものの固定発生源対策が十分ではありませんでした。よって、平成16年度に大気汚染防止法の改正を行い、平成22年度を目処に排出量を平成12年度から3割削減する目標とし対策を進めてきたところ、平成22年度の排出量は約4割の削減がなされたと推計されました。

しかし、全国的に原因物質の排出量が減少してもオキシダント濃度が上昇する(低減しない)といった現象が観察されています。これについては、大陸からの大気汚染物質の移流や原因物質の濃度変化などの関与も指摘されていますが、今後も、国内における排出抑制対策を継続していく必要があります。

### 窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )対策

本県には原因物質に係る大規模な発生源は無いものの、毎年光化学スモッグ注意報を発令しており、平成4年度には全国最多の発令日数となりました。このため、平成5年度から $\text{NO}_x$ の削減対策について検討を始め、平成8年度に大気拡散シミュレーションモデルにより、県内の高濃度 $\text{O}_x$ の出現を検証したところ、主原因は、首都圏地域からの大気汚染物質の移流によるものと判明しました。これを踏まえ、平成10年度に「窒素酸化物削減計画」(目標年度:平成15年度)を策定し、県全域における指導啓発等の発生源対策を行いました。この結果、平成15年度の総排出量の実績値は予想排出量から24%減少し、削減計画目標値( $\text{NO}_x$ 20%削減)を達成しました。

$\text{NO}_x$ については、自動車排出ガスの規制強化等により今後さらに排出量が削減されることが見込まれていますが、今後も低公害車や低 $\text{NO}_x$ バーナー等の普及促進を継続していきます。

### 揮発性有機化合物(VOC)対策

大気汚染防止法の改正により、平成18年4月からVOC排出抑制対策が開始されました。このVOC排出抑制対策は、事業の実態を踏まえた事業者の創意工夫と自発性が最大限発揮される『自主的取組』と、規模の大きいVOC排出施設の『法規制』の双方を適切に組み合わせる相乗的な効果を発揮させる手法(政策のベスト・ミックス)で行っています。今後も、法の遵守と『自主的取組』によるVOC排出抑制の継続が重要です。

県内には、12事業所24施設のVOC届出施設がありますが、毎年、全施設の立入検査を行いVOC削減の早期実施等について指導・助言しています。

## (3) 浮遊粒子状物質対策(大気水質保全課)

浮遊粒子状物質(SPM)<sup>4</sup>の主な発生源は、環境省の調査結果によると、関東地域では自動車が34%、工場等が29%、火山活動等の自然界由来が24%で、そのうち自動車に由来するSPMは、ディ

<sup>4</sup> (Suspended Particulate Matter) 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ (100分の1mm)以下の物質をいう。

ーゼル車からの排出ガスが主原因であるとされています。

本県においては、平成13年6月に「山梨県自動車排出ガス対策庁内検討会議」を設置し、SPMの削減について検討を開始するとともに、平成14年度から平成16年度にかけSPMの測定体制の強化や主要幹線道路周辺におけるSPM濃度の把握などを行い、平成18年3月に「本県のディーゼル自動車排出ガス対策について」として取りまとめ、啓発等を行っています。

「本県のディーゼル自動車排出ガス対策について」の概要

- 1 本県のSPMによる大気汚染状況  
近年における本県のSPMによる汚染は、固定局における調査結果から、環境基準値を超過しているような深刻な状況にはなく、SPMに係る大気環境は良好な状況にある。  
また、平成15・16年度の調査結果から、DEP(ディーゼル排気微粒子)の排出規制を行ってもSPM濃度を低下させる効果は小さい。
- 2 本県が取り組むべきディーゼル自動車排出ガス対策  
近年における本県のSPMによる汚染は、環境基準値を超過しているような深刻な状況にはないこと等から、本県においては、現時点では、条例によるディーゼル自動車排出ガスに係る規制は必要ないと考えられる。  
本県ではこれまで、自動車排出ガスの削減に関する対策として、種々の施策を行ってきたところであり、今後も、平成17年2月に策定した山梨県環境基本計画の目標の1つであるSPMの大気汚染に係る環境基準100%達成をより確実なものとするため、県内のSPM汚染状況の推移を把握しつつ、今後も、低公害車の導入やアイドリングストップ等エコドライブの実行など普及啓発の推進等を行う必要がある。

自動車は窒素酸化物(NOx)や浮遊粒子状物質(SPM)等を排出するため大気汚染物質の排出源となっており、長年に渡り対策が行われてきました。さらに国では、平成13年6月に自動車NOx・PM法を制定するとともに、排出ガス規制値を強化しているところですが、本県においても、環境への負荷が少ない自動車の普及が必要となっています。

県では、低公害車を積極的に導入するため、平成9年3月に「県有車両への低公害車導入方針」を策定し、導入を図ってまいりました。平成24年度からは「車両導入に関する基本方針」を定め、引き続き導入促進を図っています。現在まで、圧縮天然ガス(CNG)自動車55台を導入しており、県有車両の低公害化が進んでおります。

また、ディーゼル自動車の低公害車への転換を進めるための支援として、路線バス事業者に対し低公害バス(CNGバス、ハイブリッドバス)を導入する際の費用の一部を助成しており、平成25年度末までに67台の低公害バスが導入されています。

低公害車の普及状況(平成25年度末現在)

種類	電気	FCV	CNG (平成21年排ガス規制適合かつNOx10%低減)	PHV	クリーン ディーゼル 乗用	ガソリン車・低燃費かつ低 排出ガス認定車(22年基 準)		ガソリン車・低燃費かつ低 排出ガス認定車(17年基 準)		ディーゼル車・平成21年 排ガス規制適合NOx・ PM10%以上低減		ディーゼル車・平成21年 排ガス規制適合	
						ガソリン	ハイブリッド	ガソリン	ハイブリッド	ディーゼル	ハイブリッド	ディーゼル	ハイブリッド
台数	220	1	6	258	1,171	28,678	5,379	26,010	26,864	2,306	25	191	12

軽自動車・二輪車を除く。また、平成24年度から集計対象が「エコカー減税制度」の対象車両となっている。(国土交通省「低公害車都道府県別保有台数調査」)

FCV:燃料電池自動車 CNG:(圧縮)天然ガス自動車 PHV:プラグインハイブリッド自動車

天然ガス充填所

山梨県甲府天然ガススタンド・エコステーション	甲府市飯田3-2-34
ハイランドエコ・ステーション	南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6663

CNG自動車の普及に不可欠な天然ガス充填所で一般に利用が可能な天然ガス充填所は、上表のとおり2か所である。なお、小型燃料充填所を設置している事業所も1か所(東京ガス山梨管内)ある。

#### (4)エコドライブ運動の推進(森林環境総務課)

自動車の排気ガスに含まれる地球温暖化の主因である二酸化炭素、大気汚染の元凶である窒素酸化物の排出を抑制するため、平成9年度から取り組んできた「アイドリングストップ運動」を継承、

強化し、環境に配慮した運転方法を推奨する「エコドライブ運動」を平成16年度から進めています。これは、「アイドリングストップ」を含む「エコドライブ10のすすめ」に取り組むことを宣言した上で実践してもらうもので、宣言者にはステッカーを配付しています。

平成17年10月には、「山梨県生活環境の保全に関する条例」において「アイドリングストップ」を義務化し、平成22年度から、「やまなしエコライフ県民運動」の7つのエコ活動の一つとして、「エコドライブ運動」を推進しています。

平成25年度の宣言数2,288台（平成9年度からの累計宣言数144,456台）

〔エコドライブ10のすすめ〕

・ふんわりアクセル「eスタート」	発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。
・車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転	走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。
・減速時は早めにアクセルを離そう	信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。
・エアコンの使用は適切に	暖房のみ必要なときは、エアコン(A/C)スイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。
・ムダなアイドリングはやめよう	待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。
・渋滞を避け、余裕をもって出発しよう	出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートを予め確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。
・タイヤの空気圧から始める点検・整備	タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。
・不要な荷物はおろそう	運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は荷物の重さに大きく影響されます。
・走行の妨げとなる駐車はやめよう	迷惑駐車はやめましょう。交差点付近など交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。
・自分の燃費を把握しよう	自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。

平成24年10月に見直しが行われ、新しい「エコドライブ10のすすめ」が策定された。

#### (5) 道路整備による交通の分散・円滑化(道路整備課)

地球温暖化防止のためには、自動車による二酸化炭素等の排出量の削減が大きな課題となっています。二酸化炭素等の排出を抑制するためには、交通渋滞や混雑を緩和することにより走行速度を向上することや、鉄道駅等との交通結節点の利用性を向上し、公共交通機関の利用を促進することにより自動車依存度の低減を図るなどの必要があります。

このため、環状道路やバイパスの整備、交通が集中している都市部の交差点改良など、渋滞解消により二酸化炭素等の削減が期待されます。

#### (6) アスベスト対策(大気水質保全課)

大気汚染防止法では、アスベスト(石綿)が飛散するおそれがある資材が使用されている建築物等について、解体等(除去、封じ込め、囲い込み)の“特定粉じん排出等作業”を行う者は、作業に際して実施届を提出することが

義務付けられています。また、作業に当たっては、作業の種類ごとに作業基準が設定されており、作業場には作業方法等を表示した掲示板を設けることになっています。

平成25年度は42件の届出があり、労働環境を所管する山梨労働局と連携を取りながら、延べ46回の立入検査を実施し、現場での隔離、集じん装置の設置法等を確認し、周辺環境への影響がないような飛散防止措置が行われるよう指導しました。

また、一般環境におけるアスベスト濃度についての環境基準はありませんが、状況を把握するた

平成25年度 アスベスト大気環境調査結果

測定場所	総繊維数濃度(本/L)	
	夏期	冬期
甲府市 丸の内1丁目	0.056	0.056
甲府市 富士見1丁目	0.11	<0.056
市川三郷町 高田	0.11	<0.056
都留市 田原3丁目	0.056	<0.056



め、平成17年度からアスベスト調査を夏期・冬期の年2回実施しており、平成25年度は前年度に引き続き、県内4か所において実施しました。

試料の採取及び分析は「アスベストモニタリングマニュアル(第4.0版)」に基づいて行いました。これは、アスベスト以外の繊維を含む総繊維数濃度を求め、総繊維数濃度が1本/ℓを超過した場合は電子顕微鏡でアスベストかどうか同定する方法です。

平成25年度は総繊維数濃度が1本/ℓを超えた調査地点はありませんでした。大気汚染防止法のアスベスト製品製造工場等の敷地境界基準であるアスベスト濃度10本/ℓと比較しても非常に低い値となっています。

なお、WHOクライテリアにおいて、「都市における大気中のアスベスト濃度は、一般に1本/ℓ以下～10本/ℓであり、それを上回る場合もある。」、「一般環境中においては、一般住民へのアスベスト暴露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、アスベストのリスクはない。」とされています。

## 3 - 2 水質の保全

### 1 水質の状況(大気水質保全課)

県では、水質保全対策のための常時監視として、昭和48年度から公共用水域水質測定を、平成元年度からは地下水についても水質測定を行っています。また、河川については、昭和59年度から水生生物を指標として水質評価を行う水生生物調査も行っています。

#### (1)公共用水域水質測定結果の概要

本県の河川は、富士川水系、相模川水系及び多摩川水系で構成されており、本川、支川を合わせると、河川法の一級河川が601、二級河川が9、合計610で、その総延長は、約2,095.6kmに及んでいます。これらの公共用水域については、毎年、水質汚濁防止法に基づき測定計画を定めて水質測定を実施し、その測定結果を環境基本法に基づく環境基準で評価を行っています。平成25年度は、36水域、53地点(河川47、湖沼6地点)で水質測定を実施しました。

#### 測定期間及び測定回数

平成25年4月から平成26年3月までの間、毎月1日、河川のうち環境基準点では午前・午後の1日2回、補助点では1日1回、湖沼は1日1回、測定を実施しました。

#### 測定地点及び測定機関

富士川、相模川、多摩川の本川、支川及び富士五湖の36水域、53地点(河川47、湖沼6地点)において、県、国土交通省及び甲府市が測定を実施しました。

測定結果

ア 健康項目

カドミウム、シアン等人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域に一律に定められています。平成25年度は、塩川流域(塩川ダム貯水池)において、自然由来のため、砒素が0.016mg/ℓ(年間平均値)と環境基準(0.010mg/ℓ)を超過しましたが、その他の項目については、すべての地点で環境基準を達成しました。

イ 生活環境項目

公共用水域の水質測定結果

水系名	流域名	水域名	番号	水質測定点	類型	基準値	平成25年度 BOD(COD) 値	平成25年度 環境基準 達成状況	平成24年度 BOD(COD) 値	平成24年度 環境基準 達成状況
富士川	富士川	富士川(1)	1	船山橋	AA	1	0.8		0.5	
		富士川(2)	2	三郡西橋	A	2	1.2		0.8	
		富士川(3)	3	富士橋	A	2	2.1	×	1.5	
		富士川(4)	4	南部橋	A	2	0.8		0.8	
	黒沢川	黒沢川	5	黒沢川流末	C	5	1.5		1.9	
		滝沢川	6	新大橋	B	3	3.1	×	3.9	×
	笛吹川	笛吹川上流	7	亀甲橋	A	2	0.8		0.7	
			8	三郡東橋	A	2	2.1	×	1.3	
		重川	9	重川橋	B	3	2.0		1.4	
			10	日川橋	A	2	1.1		0.7	
		平等川	11	平等川流末	B	3	1.9		1.9	
			12	濁川橋	C	5	3.3		3.2	
			13	桜橋	AA	1	0.7		0.6	
	荒川	荒川上流	14	二川橋	B	3	1.8		1.5	
		鎌田川	15	鎌田川流末	B	3	1.6		1.9	
相模川	相模川上流	16	富士見橋	AA	1	0.6		0.7		
		17	大月橋	A	2	1.1		1.0		
	宮川	18	昭和橋	B	3	3.0		2.6		
		19	柄杓流川流末	A	2	0.9		1.0		
	朝日川	20	落合橋	A	2	0.5		0.6		
		21	西方寺橋	A	2	0.9		0.9		
	22	鶴川橋	A	2	0.9		0.7			
達成地点 / 評価対象地点							19/22		21/22	
相模川	山中湖	山中湖	1	山中湖湖心	A	3	2.4		2.4	
		河口湖	2	河口湖湖心	A	3	3.1	×	2.6	
		西湖	3	西湖湖心	A	3	2.3		2.3	
		精進湖	4	精進湖湖心	A	3	3.1	×	3.0	
		本栖湖	5	本栖湖湖心	AA	1	1.0		1.0	
達成地点 / 評価対象地点							3/5		5/5	

類型AA: BOD1mg/ℓ以下、COD1mg/ℓ以下      A: BOD2mg/ℓ以下、COD3mg/ℓ以下  
 B: BOD3mg/ℓ以下                                      C: BOD5mg/ℓ以下

pH、BOD等生活環境の保全に関する環境基準は、利用目的に応じて河川6種類(AA, A, B, C, D, E)、湖沼4種類(AA, A, B, C)の水域類型に分類され、県内河川にはAA, A, B, Cが、湖沼にはAA, Aがあてはめられています。

水域類型があてはめられている27水域における平成25年度生活環境項目(河川BOD、湖沼COD)の環境基準の達成率<sup>5</sup>(カッコ内は前年度の達成率等)は次のとおりです。

- ・河川: 86.4%      19水域 / 22水域 (95.5%   21水域 / 22水域)
- ・湖沼: 60%      3水域 / 5水域 (100%   5水域 / 5水域)

また、水生生物に係る環境基準項目については、平成21年度に環境省が相模川水系及び富士川水系を類型指定するとともに、平成22年度に本県が県内の支川を類型指定しています。平成25年度の水生生物に係る環境基準項目である全亜鉛については、全ての地点において環境基準を達成しました。

<sup>5</sup> BOD又はCODの日間平均値が年間で75%以上基準に適合している地点の割合をいう。

(2) 水生生物による水質調査(大気水質保全課)

河川の水質評価はBOD、SS等理化学的方法により測定した値を環境基準と比較することにより行われていますが、水生生物は過去から現在までの長期間の水質を反映して棲息しているものであり、これを指標として用いることで、なお一層実際的な水質の把握が可能となります。

この調査は、一般市民の参加を得て、河川に棲む肉眼でみることのできる大きさの様々な生物(カワゲラ、サワガニ等30種の水生生物)の棲息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を推察するものです。また、調査への参加により、身近な水辺へのふれあいを深め、水質保全の必要性や河川愛護精神の重要性を認識してもらうことも目的としています。

平成25年度は河川21地点について、17団体、315人の協力を得て調査を実施し、その結果は、全調査地点の81%を占める17地点が「きれいな水(水質階級 )」と判定されました(調査結果の詳細は資料1に掲載)。

(3) 地下水水質測定結果の概要(大気水質保全課)

地下水の水質保全を図るため、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、年度ごとに「地下水水質測定計画」を定め、地下水質の監視を行っています。

平成25年度の結果では、県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施した概況調査(定点方式10地点、ローリング方式42地点)において、砒素が1地点で環境基準を超えて検出されましたが、それ以外の地点では全て環境基準を達成しました(調査結果の詳細は資料1に掲載)。

継続監視調査では、過去に環境基準を超過した37地点について調査を実施したところ、12地点で環境基準を超過しました。今後もこれらの地点については、継続監視調査地点として、経年変化を調査していくことにしています。

平成25年度概況調査結果

環境基準項目	基準値	地点数(測定値:mg/l)		
	mg/l	基準値超過	基準値内検出	不検出
カドミウム	0.003	0	2 (0.0003 ~ 0.0012)	40
鉛	0.01	0	4 (0.005 ~ 0.008)	38
砒素	0.01	1	1 (0.006)	40
塩化ビニルモノマー	0.002	0	1 (0.0004)	41
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	1 (0.0007)	41
トリクロロエチレン	0.03	0	1 (0.003)	41
セレン	0.01	0	1 (0.002)	41
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0	38 (0.05 ~ 7.7)	4
ふっ素	0.8	0	27 (0.05 ~ 0.34)	15
ほう素	1	0	12 (0.04 ~ 0.91)	30
その他17項目	-	0	0	42

要監視項目	指針値	地点数(測定値:mg/l)		
	mg/l	指針値超過	指針値内検出	不検出
ニッケル	-	0	7 (0.001 ~ 0.015)	23
モリブデン	0.07	0	1 (0.026)	29
全マンガン	0.2	0	8 (0.02 ~ 0.18)	22
ウラン	0.002	0	2 (0.0002 ~ 0.0003)	28
その他20項目	-	0	0	30

平成25年度継続監視調査結果

環境基準項目	基準値	地点数(測定値:mg/ℓ)		
	mg/ℓ	基準値超過	基準値内検出	不検出
全シアン	不検出	0	0	2
鉛	0.01	0	0	3
砒素	0.01	2 (0.023 ~ 0.045)	1 (0.005)	2
塩化ビニルモノマー	0.002	0	1 (0.0003)	16
1,2-ジクロロエタン	0.004	0	0	20
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0	4 (0.002 ~ 0.037)	16
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0	2 (0.012 ~ 0.028)	18
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	8 (0.0007 ~ 0.021)	12
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0	0	20
トリクロロエチレン	0.03	0	2 (0.003 ~ 0.024)	18
テトラクロロエチレン	0.01	3 (0.011 ~ 0.095)	8(0.0005 ~ 0.0092)	9
ベンゼン	0.01	0	0	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	6 (13 ~ 21)	7 (5.0 ~ 10)	0
ふっ素	0.8	1 (1.1)	0	1

## 2 水質汚濁防止対策

### (1) 法令による排水規制等(大気水質保全課)

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、工場、事業場に対し排水規制及び地下水汚染の未然防止に係る規制を行っています。水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設を特定施設として定め、特定施設を設置する場合、事業者へ届出を義務付けるとともに、排水基準を定めています。また、同法では、有害物質を使用する特定施設や有害物質を貯蔵する施設に対する構造基準等も定めています。本県では、山梨県生活環境の保全に関する条例により、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい基準(上乘せ基準)を定め排水規制を強化し、また、水質汚濁防止法の特定施設以外に汚水を排出する施設(横出し施設)を定めて届出を義務付け、さらに水質汚濁への影響に関係の深い作業を行う工場を指定工場として、設置などに対して許可制としています。

また、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例の適用を受ける工場、事業場については、立入検査を行い、排水基準等の遵守状況や排水処理施設の管理状況等を監視しています。

### (2) 規制対象施設及び立入検査(大気水質保全課)

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく届出事業場数は、平成25年度末で5,109でした。業種別の内訳では、旅館業が50.6%を占め、次いで洗たく業6.5%、自動式車両洗浄施設6.1%、畜産農業4.8%、酸・アルカリによる表面処理施設3.5%であり、これら5業種で全体の約7割を占めています。平成25年度は、延べ450事業場について立入検査を実施し、うち305事業場について排水水などの採水検査を行い、排水基準の遵守状況などを監視した結果、29事業場において排水基準違反があり、文書による行政指導や改善勧告等を行いました。

特定施設等届出数等の推移(上段( )内は、甲府市分の再掲)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
項目													
特定事業場数	(695)	(694)	(696)	(710)	(675)	(657)	(562)	(563)	(568)	(531)	(515)	(482)	(448)
	5,481	5,503	5,473	5,474	5,426	5,505	5,309	5,261	5,265	5,236	5,179	5,148	5109
水質汚濁防止法	(667)	(666)	(668)	(681)	(647)	(628)	(534)	(536)	(540)	(503)	(487)	(454)	(423)
	5,361	5,385	5,358	5,360	5,312	5,389	5,195	5,149	5,153	5,124	5,067	5,036	5000
横出し(県条例)	(28)	(28)	(28)	(29)	(28)	(29)	(28)	(28)	(28)	(28)	(28)	(28)	(25)
	120	118	115	114	114	116	114	113	112	112	112	112	109
指定工場数	(56)	(43)	(43)	(41)	(40)	(37)	(18)	(16)	(20)	(18)	(17)	(16)	(15)
	141	105	110	108	106	101	77	70	76	75	68	67	64
排水基準適用事業場数	(153)	(118)	(158)	(165)	(72)	(61)	(51)	(49)	(183)	(174)	(155)	(155)	(150)
	1,121	1,066	1,065	1,047	899	870	873	818	959	942	924	956	971
有害物質使用事業場	(76)	(87)	(86)	(86)	(35)	(27)	(22)	(20)	(112)	(106)	(87)	(86)	(83)
	295	275	285	276	220	212	196	192	295	286	286	300	317
排水量20m <sup>3</sup> /日以上(除有害物質使用)	(77)	(31)	(72)	(79)	(37)	(34)	(29)	(29)	(71)	(68)	(68)	(69)	(67)
	810	776	769	760	668	648	666	617	655	647	630	648	646
横出し(県条例)	0	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	16	15	11	11	11	10	11	9	9	9	8	8	8

立入検査・採水検査実施の推移(上段( )内は、甲府市分の再掲)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
項目													
立入検査													
実施事業場数	(18)	(5)	(15)	(19)	(17)	(46)	(66)	(31)	(11)	(28)	(7)	(15)	(8)
	678	636	525	596	698	773	690	614	464	498	460	413	450
対象事業場数	(695)	(694)	(696)	(710)	(675)	(657)	(562)	(563)	(568)	(531)	(515)	(482)	(448)
	5,481	5,503	5,473	5,474	5,426	5,505	5,503	5,261	5,265	5,236	5,179	5,148	5109
採水検査													
実施事業場数	(8)	(0)	(5)	(3)	(5)	(2)	(2)	(17)	(0)	(2)	(0)	(2)	(3)
	361	319	292	395	445	398	446	423	294	343	316	317	305
対象事業場数	(153)	(118)	(158)	(165)	(72)	(61)	(51)	(49)	(183)	(174)	(155)	(155)	(150)
	1,121	1,066	1,065	1,047	899	870	873	818	959	942	924	956	965
排水基準違反事業場数	(4)	(0)	(0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(4)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
	56	57	33	56	65	33	53	57	38	42	33	36	29

### (3) 富士五湖の水質保全対策(大気水質保全課)

近年、湖沼等の閉鎖性水域においては、窒素・リンの流入による富栄養化が進み、アオコの発生による利水障害などが生じ、全国的な問題になっています。このため、県では、富士五湖の富栄養化を防止するため、各種の水質調査を実施し、汚濁の解明に努めています。また、精進湖における網イケスの全面撤去(昭和60年度)、本栖湖における地域し尿処理施設の整備(昭和61年度竣工)、精進湖における特定環境保全下水道の整備(平成11年7月供用開始)を図ってきました。なお、山中湖、河口湖、西湖については、富士北麓流域下水道の整備が進められており、昭和61年7月から一部が供用開始されています。

### (4) 生活排水対策

生活排水処理施設整備構想に基づく整備の促進(大気水質保全課)

公共用水域における水質汚濁の原因については、炊事、洗濯、入浴など人々の日常生活から排出される生活排水が約7割を占めると言われています。このため、公共用水域における水質汚濁防止のためには、計画的な生活排水処理対策を行うことが重要であり、現在、県内では生活排水処理施設として、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の設置などが進められています。これらの事業は各々の事業目的により実施されていますが、これら事業手法の選択は、市町村が人口密集度や地理的要因を勘案し決定するものであり、整備を効率的に推進するためには、各種事業を総合した整備計画に基づくことが有益です。

そこで、県では県下全域を対象に、各種生活排水処理施設の整備を地域の実情や環境特性に応じて、効率的・計画的に進めることを目的とし、平成26年3月に前構想(平成15年7月策定)の見直しから5年が経過し目標年度を迎えたこと等を踏まえ、「山梨県生活排水処理施設整備構想2014」を策定し、効率的かつ効果的な施設整備の促進を図っています。また、平成17年3月には「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改正し、日常生活等に伴う水質汚濁の

防止を目的に、洗剤の適正使用等を新たに義務付けました。

生活排水処理施設整備の進捗状況と今後の予測

年度	総人口	下水道	農業集落排水処理施設	合併処理浄化槽	コミュニティプラント	小規模集排水処理施設	生活排水処理人口	生活排水クリーン処理率実績値 (目標値)	前年度ポイント比較
平成4年度	865,858	179,800	845	14,879	7,580	0	203,104	23.5%	-
平成7年度	877,794	255,407	5,688	52,554	8,210	0	321,859	36.7%	-
平成8年度	880,752	274,624	8,764	50,357	8,872	0	342,617	38.9%	2.2
平成9年度	882,661	300,585	10,268	51,963	8,553	0	371,369	42.1%	3.2
平成10年度	883,847	321,599	12,838	57,174	7,894	18	399,523	45.2%	3.1
平成11年度	885,422	348,370	13,144	60,988	8,351	17	430,870	48.7%	3.5
平成12年度	886,077	367,644	13,887	73,540	8,351	71	463,493	52.3%	3.6
平成13年度	885,196	385,791	13,900	84,010	7,475	79	491,255	55.5%	3.2
平成14年度	884,170	410,106	14,414	94,388	7,671	79	526,658	59.6%	4.1
平成15年度	882,677	436,864	15,115	104,145	8,201	77	564,402	63.9% (62.1%)	4.3
平成16年度	880,947	454,572	16,654	104,245	7,469	65	583,005	66.2% (65.7%)	2.3
平成17年度	879,239	466,764	16,685	103,914	7,222	63	594,648	67.6% (68.8%)	1.4
平成18年度	875,621	485,214	16,206	106,002	7,232	60	614,714	70.2% (71.5%)	2.6
平成19年度	871,481	501,174	16,664	112,566	7,241	59	637,704	73.2% (74.3%)	3.0
平成20年度	871,481	510,408	16,673	114,425	7,280	56	648,842	74.8% (74.6%)	1.6
平成21年度	864,210	519,537	16,328	108,424	7,468	57	651,814	75.4% (76.4%)	0.6
平成22年度	860,559	525,838	16,178	104,164	6,551	53	652,784	75.9% (78.0%)	0.5
平成23年度	855,746	529,128	16,460	108,856	6,512	52	661,008	77.2% (79.6%)	1.3
平成24年度	863,917	539,542	16,088	112,612	6,541	50	674,833	78.1% (81.0%)	0.9
平成25年度	857,879	545,766	15,982	115,301	6,465	50	683,564	79.7% (79.0%)	1.6
平成26年度	851,768	546,190	15,555	112,521	6,625	46	680,937	(79.9%)	
平成27年度	845,834	548,606	15,433	113,208	6,372	45	683,664	(80.8%)	
平成28年度	840,924	550,547	15,351	114,237	6,392	43	686,570	(81.6%)	
平成29年度	835,985	552,506	15,266	115,251	6,412	41	689,476	(82.5%)	
平成30年度	830,988	554,454	15,169	116,266	6,432	38	692,359	(83.3%)	
平成31年度	826,053	556,439	15,094	117,224	6,452	37	695,246	(84.2%)	
平成32年度	821,094	558,785	15,001	117,964	6,471	35	698,256	(85.0%)	
平成33年度	815,652	559,924	14,899	118,883	6,491	33	700,230	(85.8%)	
平成34年度	810,224	560,625	14,795	119,940	6,511	31	701,902	(86.6%)	
平成35年度	804,795	562,323	14,692	120,902	5,731	28	703,676	(87.4%)	

注)平成26年度以降は推計値(目標値)

下水道の整備(下水道室)

下水道は、トイレの水洗化などにより、快適で衛生的な生活環境を作るとともに、公共用水域の水質保全を図るうえで重要な役割を果たしています。本県における下水道事業は、昭和29年度に甲府市が最初に着手し、平成25年度末で27市町村のうち24市町村(事業実施率89%)が実施しています。県全体の下水道普及率(処理区域内人口/行政人口)は平成25年度末で63.6%となりました。

県では下水道の整備を促進するため、平成3年度から公共下水道普及促進費補助金制度を創設し、市町村の国庫補助対象事業の2.5%(一定要件を備えるもの)を補助しています。また、平成7年度から同制度を拡充して市町村の単独事業費についても2.5%を補助(一定の要件を備えるもの)することとし、下水道の普及促進を図っています。

下水道事業実施市町村

区分	実施市町村 (一部供用開始年月)
富士北麓流域関連公共下水道	富士吉田市(S61.7)、富士河口湖町(旧河口湖町(S61.7)、旧勝山村(H2.4)、旧足和田村(H2.4))、忍野村(S63.4)、山中湖村(H1.7)
峡東流域関連公共下水道	甲府市(旧中道町(H5.7))、山梨市(旧山梨市(H1.7)、旧牧丘町(H4.10))、笛吹市(旧石和町(H1.7)、旧御坂町(H6.4)、旧一宮町(H5.7)、旧八代町(H6.4)、旧境川村(H5.7)、旧春日居町(H1.7))、甲州市(旧塩山市(H1.7)、旧勝沼町(H5.7))
釜無川流域関連公共下水道	韮崎市(H8.4)、南アルプス市(旧八田村(H10.4)、旧白根町(H10.4)、旧若草町(H7.4)、旧櫛形町(H8.4)、旧甲西町(H5.4))、甲斐市(旧竜王町(H5.4)、旧敷島町(H7.10)、旧双葉町(H7.10))、中央市(旧玉穂町(H5.4)、旧田富町(H5.4))、市川三郷町(旧三珠町(H10.4)、旧市川大門町(H9.11))、富士川町[旧増穂町(H5.4)、旧蹴沢町(H7.4)]、昭和町(H5.4)
桂川流域関連公共下水道	富士吉田市(H17.4)、都留市(H16.4)、大月市(H16.4)、上野原市(H16.4)、西桂町(H16.4)
単独公共下水道	甲府市(S37.8)、北杜市(旧明野村(H14.4)、旧須玉町(H8.2)、旧高根町(S62.5)、旧長坂町(H8.4)、旧大泉村(H12.3)、旧武川村(H19.4)、旧小淵沢町(H7.7))、甲州市(旧大和村(H13.4))、市川三郷町(旧六郷町(H11.7))、早川町(H2.4)、身延町(旧身延町(H4.4)、旧中富町(H14.4)、旧下都町(H22.10))、富士河口湖町(旧上九一色村(H11.7))、丹波山村(S62.10)、小宮村(S63.4)

富士北麓流域下水道(流域全体の普及率58.6%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
富士吉田市	45.4	忍野村	59.6	山中湖村	71.9	富士河口湖町	77.6

峡東流域下水道(流域全体の普及率56.7%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
甲府市	83.9	山梨市	48.3	笛吹市	60.6	甲州市	53.4

釜無川流域下水道(流域全体の普及率62.8%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
韮崎市	58.7	南アルプス市	43.8	甲斐市	71.6	中央市	68.9
市川三郷町	82.5	富士川町	76.8	昭和町	73.4		

桂川流域下水道(流域全体の普及率28.9%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
富士吉田市	13.3	都留市	27.6	大月市	17.1	上野原市	44.6
西桂町	47.6						

単独公共下水道

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
甲府市	95.2	北杜市	63.4	甲州市	90.9	市川三郷町	91.9
早川町	5.0	身延町	48.0	昭和町	100	富士河口湖町	22.2
小菅村	92.5	丹波山村	95.8				

### 農業集落排水施設の整備(耕地課)

農業集落排水施設の整備は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または、農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質を保全し、地域資源の利活用に寄与するため農業集落におけるし尿、生活排水などの汚水や汚泥又は、雨水を処理し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としています。事業実施のための要件は、農業振興地域内であること、受益戸数おおむね20戸以上とし、特に、農村地域は集落が分散した疎な居住空間であることから、経済性、水のリサイクル、汚泥の農地還元、集落コミュニティの維持強化を考慮した小規模分散型污水处理システムを取り入れています。

補助制度としては、事業費に対して国補50%のほか、事業の普及促進を図るため、生活排水処理率が県の目標値82%に満たない事業実施市町村に対して、事業費の2.5%を普及促進費補助金として助成しています。なお、一定の要件に合う過疎市町村では県営農業集落排水事業での実施が可能です。本県では、58処理区(処理人口20,247人)を対象に整備計画を推進しており、平成25年度までに44地区(富士川町、中央市、北杜市、早川町、南アルプス市、小菅村、甲府市、甲斐市、笛吹市、身延町、市川三郷町)が採択され、平成25年度末までに44地区が完了し供用を開始しています(整備計画に対しては86%の進捗率)。

### 浄化槽設置の促進(大気水質保全課)

山間部が多い本県では、下水道・農業集落排水処理施設などの集合処理施設を整備することができない地域が多く、このような地域の生活排水対策としては、し尿と生活排水を併せて処理する浄化槽の整備が重要です。この浄化槽の設置を促進するため、国、県及び市町村では次により浄化槽の設置に対して助成を行っています。

#### 浄化槽の長所

- ア 処理性能は、下水道の終末処理場と同等
- イ 施設規模が小さいため複雑な地形に対応できる
- ウ 短期間の工事で設置できるため水質保全の効果が迅速に現れる。
- エ 処理水を近くの水路に放流するため河川の水量維持に役立つ

#### ア 浄化槽設置整備事業

住民が浄化槽を設置するにあたり、市町村が浄化槽の設置費用の約4割に当たる金額(施設規模ごとに基準額が決められています。例:5人槽33万2千円)を補助する事業。国・県はその事業に対し、事業費の1/3を各々補助します。平成25年度は、19市町村において実施され、720基分の助成を行いました。

## イ 浄化槽市町村整備推進事業

市町村自ら浄化槽を各戸に整備する事業。住民から使用料を徴収することによって、事業の維持管理等の運営を行っています。国から1/3の補助と、起債元利償還の50%に対する交付税措置があります。平成25年度の事業実施市町村は、5市町村であり、110基が設置されました。

平成25年度浄化槽設置整備事業設置基数(国庫交付金に係るもの)

市町村名	助成基数	市町村名	助成基数	市町村名	助成基数	市町村名	助成基数
北杜市	156	鳴沢村	17	都留市	69	上野原市	44
早川町	4	身延町	16	甲府市	55	富士吉田市	93
大月市	42	南部町	42	富士河口湖町	18	忍野村	6
山梨市	18	笛吹市	21	西桂町	9	市川三郷町	4
富士川町	13	韮崎市	61	南アルプス市	32		

平成25年度浄化槽市町村整備推進事業設置基数

市町村名	助成基数	市町村名	助成基数
甲州市	34	甲斐市	20
北杜市	19	山梨市	12
甲府市	25		

## (5) 内水面の有効利用に関する知識の普及啓発(花き農水産課)

釣り人などの河川湖沼の利用者に対して、漁場の保全や水産資源の保護等に関するマナーやルール等の普及啓発活動を行うことにより、良好な水辺環境の維持と内水面漁業の健全な発展を図っています。

## (6) 水質事故対策(大気水質保全課)

水質事故とは、工場等での操作ミスや機械の故障、交通事故や不法投棄等により、河川へ化学物質や油類が流れ込み、水質が汚染されたり、魚が浮上したりすることを言います。水質事故が発生した場合、被害を軽減するため、原因究明や被害の拡大防止など関係機関と連携を図りながら緊急的な対応を行っています。また、水質事故の発生を想定した訓練を、国土交通省など関係機関と合同で実施し、これら水質事故に迅速に対応することとしています。

平成25年度は61件の水質事故が発生しました。内訳は、油流出事故が47件、魚へい死事故が5件、その他9件でした。

## 3 - 3 化学物質による環境汚染の防止

## 1 化学物質による環境汚染の状況(大気水質保全課)

## (1) ダイオキシン類の排出規制

ダイオキシン類対策として、国ではダイオキシン類対策特別措置法を平成11年7月に制定・公布し、環境基準を定めました。同法では、規制対象施設を次のとおり定め、それぞれ排出基準を定めています。



<b>特定施設</b> ダイオキシン類に係る排出ガス及び排水に関する規制対象施設 <b>大気基準適用施設</b> アルミニウム合金製造の用に供する溶解炉・廃棄物焼却炉等5種類の施設について排出ガスを規制する。 <b>水質基準対象施設</b> 廃棄物焼却炉(大気基準適用施設)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は汚水等を排出する灰の貯留施設等19種類の施設について排水を規制する。
--

また、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合の基準についても定めています。平成25年度末現在の特定施設の届出状況は次表のとおりであり、届出施設(大気関係、水質関係)の総数は99施設となっています。

県では、これらの施設を設置する事業場に立入調査を実施しており、平成25年度は延べ69の事業場へ立入調査を行いました。また、排出ガスの測定を3施設で実施しましたが、全ての施設で基準に適合していました。

大気基準適用施設の届出数(平成26年3月31日現在)

特定施設の種類	施設規模	事業場数	施設数
アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	乾燥炉(処理能力:0.5t/h以上)	2	1
	溶解炉(容量:1t以上)		2
廃棄物焼却炉(焼却能力:50kg/時以上又は火床面積:0.5m <sup>2</sup> 以上)	処理能力 4 t/h 以上	60	3
	2 t/h 以上～4 t/h 未満		21
	200kg/h 以上～2 t/h 未満		24
	100kg/h 以上～200kg/h 未満		25
	50kg/h 以上～100kg/h 未満		7
	50kg/h 未満	5	
合 計		62	88

水質基準適用施設の届出数(平成26年3月31日現在)

特定施設の種類	事業所数	施設数
廃棄物焼却炉(大気汚染防止法)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	7	6
		4
特定施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	1	1
合 計	8	11

また、規制対象施設の設置者には、排出ガス、排水、ばいじん及び燃え殻等の測定及び知事への報告が義務付けられており、その結果は次のとおりです。なお、平成25年度においては73施設中69施設に関して報告があり、報告があった全ての施設については排出基準に適合しました。未報告の4施設についての内訳は、年度途中による廃止2施設、休止1施設及び未測定1施設でした。

排出基準の適合状況等(平成26年3月31日現在)

項目	施設数	報告施設数		小計	未報告施設数		合計
		排出基準			稼働	廃止・ 故障等	
		適合	不適合				
排出ガス	67	0	67	1	3	71	
排出水	2	0	2	0	0	2	
ばいじん・燃え殻*			66	0	3	69	

注1 施設数は、平成25年度内に稼働実績がある規制対象施設数(年度途中で廃止又は休止した施設を含む)。

注2 排出水の施設数は、設置者による測定義務づけのある事業場数(水質基準対象施設を設置する事業場で排出水の排出がある事業場数)。

注3 ばいじん・燃え殻の基準は、排出基準でないため適否の判定は行わない。

## (2)ダイオキシン類<sup>6</sup>の環境汚染の状況

本県では、平成9年度から一般環境中のダイオキシン類濃度の実態を把握するため、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を調査しており、平成25年度においては、すべての地点で環境基準を達成しました。

平成25年度ダイオキシン類測定結果

調査対象	調査地点数	調査回数/年 (調査時期)	ダイオキシン類の 濃度範囲 (平均値) 1	環境基準値	単位	
大気	3	4回	0.0091～0.015 (0.012)	0.6以下	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	
公共用水域 2	水質	7	1～2回	0.041～0.52 (0.23)	1以下	pg-TEQ/l
	底質	7	1～2回	0.13～8.8 (1.5)	150以下	pg-TEQ/g
地下水質	9	1回	0.041～0.043 (0.041)	1以下	pg-TEQ/l	
土壌 一般環境把握調査	7	1回	0.036～2.0 (0.51)	1,000以下	pg-TEQ/g	

1 濃度範囲は、各調査地点における年間平均値の最小値及び最大値であり、()内の数値は、すべての調査地点の平均値である。

2 調査は山梨県が6地点、国土交通省が1地点実施した。

## (3)大気中における化学物質の状況

大気中における有害な化学物質については、平成8年の大気汚染防止法の改正により、有害大気汚染物質対策の推進に関する事項が新たに設けられ、地方公共団体は有害大気汚染物質による大気汚染の状況把握に努めることと規定されました。また、中央環境審議会では平成8年10月に、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度がある程度高いと考えられる有害大気汚染物質22物質を「優先取組物質」として選定し、平成22年10月に、有害大気汚染物質23物質を「優先取組物質」として見直しました。

<sup>6</sup> ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDDs)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及びコプラナーポリ塩化ピフェニル(コプラナーPCBs)の3種の総称であり、極めて毒性が強く、分解性が低いため、排出量が微量であっても、大きな影響が懸念されている物質。また、ダイオキシン類は人間が意図的に製造した物質ではなく、主に廃棄物の焼却の過程において非意図的に生成、排出されている。

有害大気汚染物質に係る環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)は、平成9年2月に、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質について設定されたのを皮切りに、平成26年3月31日現在、4物質について環境基準が設定され、8物質について指針値が設定されています。

有害大気汚染物質に係る環境基準等の設定状況
環境基準に係る物質
・平成9年2月 ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン
・平成13年4月 ジクロロメタン 指針値に係る物質
・平成15年9月 アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、 水銀及びその化合物、ニッケル化合物
・平成18年12月 クロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン
・平成22年10月 ヒ素及びその化合物

県では、平成9年10月から環境基準が定められた物質及び同時測定が可能な優先取組物質(揮発性有機化合物)の計9物質について通年の測定を開始し、平成16年度からは指針値が設定された物質のうち測定が未実施であった水銀及びその化合物並びにニッケル化合物について測定を行っています。また、平成23年度からは新たに指針値が設定されたヒ素及びその化合物並び新たに「優先取組物質」として追加され同時測定が可能な塩化メチル及びトルエンの測定を開始しています。

## 2 PRTR 制度(化学物質排出移動量届出制度)(大気水質保全課)

### (1) PRTR<sup>7</sup>制度の概要

平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(略称:化管法)が公布されました。

#### 化管法におけるPRTR制度の概要

対象化学物質を製造・使用している事業者は、環境中に排出した量と廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、都道府県を經由し国に年1回届け出る。国はそのデータを整理、集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表する。

PRTR制度によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになり、「事業者による自主的な化学物質の管理の改善の促進」、「住民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進」、「行政による化学物質対策の優先度の判断材料として活用」、「化学物質による環境リスクに関する正確な情報の共有によるリスクコミュニケーションの促進」などが期待される。

法律に基づく届出は平成14年度から始まり、平成25年度には343事業所から届出(平成24年度把握分)がありました。国では、届出のあった排出量・移動量を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を平成26年3月6日に公表し、県においても、県内の概要を集計し平成25年7月3日に公表しました。なお、国は、PRTR開示窓口を環境省・経済産業省等に設置して、事業所のデータの開示請求(有料)に対応しています

<sup>7</sup> (Pollutant Release and Transfer Register) 有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組み。

1	対象となる化学物質 トルエン、ジクロロメタン、トリクロロエチレンなどの462物質
2	対象事業者 次の3つの要件を満たす事業者 全ての製造業、下水道業、産業廃棄物処分量など国が指定する24業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者 常用雇用者数が21人以上の事業者 次のいずれかに該当すること。 (ア)対象となる化学物質のいずれかの年間取扱量が1トン以上（発ガン性物質は0.5トン以上）である事業所を有する事業者 (イ)下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者 (ウ)ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉を設置している事業者 (エ)その他、産業廃棄物処理施設など国が定める施設を設置している事業者 平成16年度届出より年間取扱量がそれまでの5トンから1トンに変更

## (2)山梨県内の集計結果の概要

届出のあった事業所数:343事業所（全国：36,504件 県/国:0.9%）

届出排出量・移動量：2,047t(全国:381,368t 県/国:0.5%)

（以下、集計結果の数値は、四捨五入により端数処理をしているため、合計と内訳が合わない場合がある）

(内訳)	環境への排出量:	1,379t	(全国:162,239t 県/国:0.8%)
	・大気への排出:	1,362t	
	・公共用水域への排出:	17t	
	事業所から出された移動量:	669t	(全国:219,128t 県/国:0.3%)
	・事業所の外への廃棄物としての移動:	669t	
	・下水道への移動:	0t	

国が行った届出外排出量の推計値: 2,161t (全国:243,578t 県/国:0.9%)

(内訳)	・移動体からの排出量の推計値:	781t	(構成比: 36.2%)
	・家庭からの排出量の推計値:	472t	(同 : 21.8%)
	・非対象業種からの排出量の推計値:	519t	(同 : 24.0%)
	・対象業種からの届出外排出量の推計値:	389t	(同 : 18.0%)

### 物質別排出量等

#### ア 届出排出量・移動量の多い上位5物質

物質名	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
トルエン	845	41.3	0.9
塩化メチレン	308	15.0	1.7
クロム及び三価クロム化合物	262	12.8	1.7
ノルマル - ヘキサン	176	8.6	1.2
キシレン	93	4.5	0.2

#### イ 届出排出量の多い上位5物質

物質名	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
トルエン	765	55.5	1.4
塩化メチレン	249	18.0	2.2
ノルマル - ヘキサン	157	11.4	1.5
キシレン	60	4.4	0.2
エチルベンゼン	27	2.0	0.2

### ウ 届出排出量と届出外排出量の多い上位5物質

物質名	届出排出量	届出外排出量	合計排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
トルエン	765	486	1,251	35.4	1.3
キシレン	60	337	397	11.2	0.6
塩化メチレン	249	16	265	7.5	2.0
ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	2	249	250	7.1	1.0
ノルマル - ヘキサン	157	33	191	5.4	1.3

## 3 - 4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止

### 1 騒音の状況と対策(大気水質保全課)

#### (1)騒音の状況

市町村及び県に寄せられた公害苦情件数のうち騒音に関するものは、平成25年度は74件で全体の9.5%を占めており、典型7公害の中では大気汚染、悪臭、水質汚濁に次いで4位でした。この発生源は、工場・建設作業によるものが32.4%であり、次いで産業用機械作動によるものが18.9%、家庭生活によるものが10.8%となっています。また、その他として空調室外機等の近隣騒音があります。

#### (2)騒音対策

##### 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

騒音に係る環境基準は、環境基本法において人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準と定義されており、騒音に係る総合的な施策を進めていく上で目標となるものです。環境基準を適用する地域の指定権限は知事及び市長に委任されており、本県では現在、都市計画法に基づく用途地域に準じて、17市町に当該環境基準の地域類型が当てはめられています。なお、平成10年9月、環境庁(現環境省)は騒音に係る環境基準を改正し、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベルに変更するとともに、最新の科学的知見を踏まえて、一般地域と道路に面する地域について新たな環境基準値を設定し、平成11年4月から施行しました。

##### 騒音の規制等

騒音規制法に基づく規制地域については、昭和49年に指定後、昭和52年、昭和61年、平成元年、平成7年、平成12年、平成18年及び平成23年に見直しを行い、現在、県下27市町村中25市町村に規制地域が指定されています。

#### ア 工場・事業場、建設作業等の騒音

規制地域内の工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法で定める金属加工機械、空気圧縮機、織機等の特定施設を設置する場合は、市町村に届け出ることとされている。

ます。平成25年度末の県内の特定施設数は、9,581(工場数1,937)であり、その内訳は空気圧縮機等が3,402(35.5%)と最も多く、次いで織機が2,609(27.2%)、金属加工機械が1,485(15.5%)の順でした。また、著しい騒音を発生する特定建設作業についても、同様の届出が義務づけられており、平成25年度は、バックホウを使用する作業が74件、さく岩機を使用する作業が21件、くい打機を使用する作業が19件、空気圧縮機を使用する作業が13件等で、合計141件ありました。なお、山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)では、騒音規制法で定められている以外の特定施設、特定建設作業のほか、深夜営業騒音、拡声器騒音についても規制を行っています。

#### イ 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正(平成11年)により、平成12年度から都道府県等の事務とされ、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」の達成状況等を把握するものです。騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域について、一定地域内<sup>8</sup>の住居等のうち騒音レベルが基準を超過する戸数及び超過する割合により評価(以下「面的評価」という。)することとされています。県では、平成13年度から面的評価を開始し、計画的に順次対象地域を評価することとしており、平成23年度までに、特例市である甲府市を除く12市6町の277.80kmについて面的評価を行いました。

平成24年度からは騒音規制法の改正により、全ての市がその区域内の道路の面的評価を行うこととなり、県では町村の区域の面的評価を行っています。

#### 面的評価の結果

山梨県が平成25年度に実施した町村の区域の面的評価については、対象区域内の814戸の住居等のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準値以下であったのは649戸(79.7%)、昼間のみ基準値以下であったのは29戸(3.6%)、夜間のみ基準値以下であったのは1戸(0.1%)、昼夜間とも基準値を超過したのは135戸(16.6%)でした。

また各市が実施した結果を加えた全県での評価は、対象区域内の31,589戸の住居等のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準値以下であったのは29,953戸(94.8%)、昼間のみ基準値以下であったのは496戸(1.6%)、夜間のみ基準値以下であったのは54戸(0.2%)、昼夜間とも基準値を超過したのは1,086戸(3.4%)でした。

<sup>8</sup> 面的評価の対象地域は、原則として2車線以上の道路(市町村道にあっては原則として4車線以上の道路)の道路端から50mにある範囲となっている。

## 2 振動の状況と対策(大気水質保全課)

### (1)振動の状況

振動は、都市における住宅と工場の混在、工場等における設備の大型化、建設工事の増加、モータリゼーションの進行に伴い地域によっては大きな問題となることがあります。これらの振動に対する住民からの苦情内容としては、気分がイライラする、戸、障子や物が揺れて気になる、不快に感じる、睡眠の妨げになる等の感覚的なものが主ですが、大きな振動の発生源に隣接している場合には、壁、タイル等のひびわれ、戸、障子の建て付けの狂い等の物的被害を訴える例もみられます。平成25年度の苦情件数は、工事・建設作業に伴うもの6件を含む、計10件でした。

### (2)振動対策

振動規制法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定については、昭和54年に制定し、その後、環境条件の変化に合わせて見直しを行い、現在、県下27市町村中25市町村に規制地域が指定されています。振動規制法による特定施設の届出状況は、平成25年度末の施設数が7,278施設(工場数1,430)であり、その内訳は織機が2,256施設(31.0%)と最も多く、次いで金属加工機械が1,680施設(23.1%)、圧縮機が1,460施設(20.1%)等でした。また、特定建設作業の届出状況は、ブレーカーを使用する作業が52件、くい打機を使用する作業が25件、舗装版破碎機を使用する作業が3件で、合計80件でした。

## 3 悪臭の状況と対策(大気水質保全課)

### (1)悪臭の状況

悪臭は低濃度でも感知されやすく、人の感覚に直接訴える公害だけに、快適な生活環境を損なうものとして問題とされてきました。平成25年度の悪臭の苦情件数は103件で、全苦情件数の13.2%と大気汚染に次いで高い比率を占めており、この内訳は、家庭生活32件(31.1%)、野外焼却13件(12.6%)、産業排水5件(4.9%)等となっています。

### (2)悪臭対策

工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭対策として、アンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに「物質濃度」で規制を行ってきました。しかし、悪臭は通常多種類の悪臭物質によって構成されていることが多く、多数の物質が複合して強いにおいとなる複合臭や未規制の物質が排出されている場合には、対応が困難でした。このため、平成17年2月、悪臭の程度を人の嗅覚を用いて測定する嗅覚測定法を取り入れた臭気指数規制を導入し、現在24市町村に規制地域を指定して悪臭対策の推進に努めています。また、近年、増加傾向が見られるゴミ処理や飲食物の調理、ペットの飼育等、家庭生活に伴う悪臭苦情を防止するため、悪臭対策の基本的な考え方や発生源別の対策方法などをまとめた「生活型悪臭対策指導指針」を平成9年に策定し、生活型悪臭苦情の未然防止を図ることにより生活環境の保全に努めています。

#### 4 地盤沈下の状況と対策(大気水質保全課)

##### (1)地盤沈下の状況

地盤沈下は、地面が徐々に沈んでいく現象であり、主たる原因は地下水の過剰採取です。これにより、帯水層の水圧が低下し、粘土層(不透水層)に含まれている水が帯水層に絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起きます。また、こうして起こった地盤沈下は、地下水位が回復してもほとんど元に戻らないと言われています。地盤沈下は、地質的に沖積層が厚く堆積した場所で起こりやすく、本県では甲府盆地の中央部から南部がこれに該当しています。昭和40年代に建設省国土地理院が行った一級水準測量で、石和地域において年平均20mmの沈下が確認されたことから、県では一級水準測量調査及び地下水位観測を実施し、地盤沈下の状況及びその兆候を調査しています。

##### (2)地盤沈下対策

###### 一級水準測量調査

水準測量とは、地域のある地点を不動点(基準点)として各水準の標高を測定するものであり、毎年の水準点の標高差を地盤の変動量としてとらえています。県では、昭和49年度から釜無川、笛吹川及びJR中央線に囲まれた約80km<sup>2</sup>の地域について、甲府市酒折(酒折宮境内)に基準点を設置し、観測点数37測点(当初17測点、昭和57年度から35測点、昭和61年度から38測点、平成16年度から37測点)で一級水準測量を行っています。その結果、調査地域全域で地盤沈下が観測され、沈下量は甲府盆地の中央部より南部の方が大きい傾向を示しています。しかし、現在までのところ年20mmを超える沈下はなく、被害を生ずるほどのものではありませんでした。

平成25年度の調査結果をみると、年最大沈下量は甲府市里吉三丁目(里吉合庁地下水位観測井前)の11.4mmでした。全体的に東日本大震災が起きた平成23年度に比べて平均沈下量は年々減少傾向にあります。

###### 地下水位観測

地盤沈下の原因である帯水層の水圧の低下は、地下水位の低下として観測されます。地盤沈下の兆候を被害が発生する以前に発見するような観測体制を整備しておくことが重要であることから、県では、10か所13観測井で地下水位観測を行っています。その結果、この数年間では著しい地下水位の低下はみられませんでした。

##### (3)地下水の保全と適正採取

県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から、昭和48年6月に「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」を定め、一定量以上の地下水を採取する場合に井戸設置者の手続き及び技術上の基準を定めています。

平成24年12月、新たに「山梨県地下水資源及び水源地域の保全に関する条例」を制定し、一定規模以上の揚水設備を設置して地下水を採取する者に対し、県への事前届出制度を設けました。



この条例では、大規模地下水採取者に対して、年間採取量の報告と地下水涵養計画の策定を義務づけています。また、知事による緊急時の採取制限命令も規定しました。

なお、富士吉田市をはじめ8市町村では、独自の条例により、地下水資源の適正採取等について定めています。

表 揚水設備設置届出件数

地 区	揚水機の吐出口の断面積	平成25年度
中北	6 c m <sup>2</sup> 超50 c m <sup>2</sup> 以下	60
	50 c m <sup>2</sup> 超	125
	合 計	185
峡東	6 c m <sup>2</sup> 超50 c m <sup>2</sup> 以下	21
	50 c m <sup>2</sup> 超	37
	合 計	58
峡南	6 c m <sup>2</sup> 超50 c m <sup>2</sup> 以下	36
	50 c m <sup>2</sup> 超	35
	合 計	71
富士・東部	6 c m <sup>2</sup> 超50 c m <sup>2</sup> 以下	54
	50 c m <sup>2</sup> 超	35
	合 計	89
合計	6 c m <sup>2</sup> 超50 c m <sup>2</sup> 以下	171
	50 c m <sup>2</sup> 超	232
	合 計	403

## 5 土壌汚染の状況と対策(大気水質保全課)

土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を内容とする「土壌汚染対策法」が平成15年2月15日に施行されました。土壌汚染の状況の把握として、有害物質を使用等していた施設の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更時において知事から調査命令を受けた場合等に、土壌汚染状況調査を実施することが土地所有者等に義務づけられています。平成25年度末現在で、法の要措置区域に指定されている区域は4件、形質変更時要届出区域に指定されている区域は10件です。土壌汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の構造や有害物質の適正管理・使用・廃棄等について指導を行っています。また、事業者には、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置が適切になされるよう、土地の所有者や汚染原因者に必要な指導を行い、法の円滑な施行を図っています。

## 6 公害苦情処理(大気水質保全課)

### (1) 種類別苦情件数

平成25年度において、県及び市町村で新たに受け付けた公害苦情の総件数は780件でした。

その内訳を種類別にみると、大気汚染183件(構成比23.5%)、水質汚濁122件(15.6%)、悪臭103

件(13.2%)、騒音74件(9.5%)、振動10件(1.3%)、土壌汚染7件(0.9%)、地盤沈下1件(0.1%)となっており、これら典型7公害の苦情が計500件となり、全体の64.1%を占めていました。

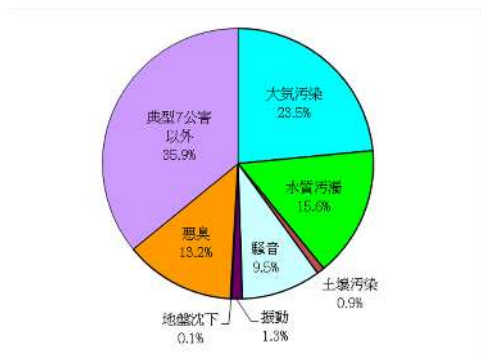
このほか、典型7公害以外の苦情は、280件で全体の35.9%であり、その主な内訳は、廃棄物の不法投棄、雑草の繁茂に関するもの等でした。

(2) 苦情件数の推移

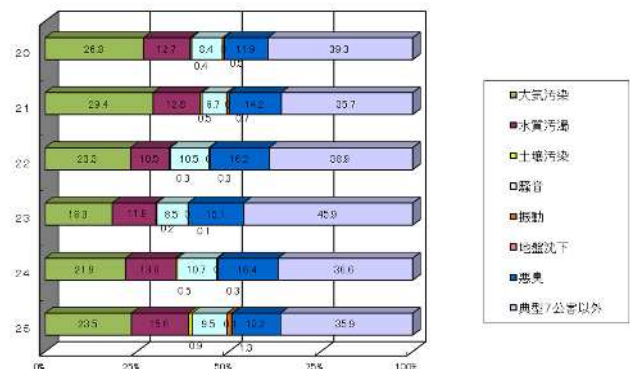
平成25年度の公害苦情件数は、平成24年度に対し、25件増加しました。

主な内訳を種類別にみると、水質汚濁の苦情が19件、大気汚染の苦情が18件、振動の苦情が8件増加しました。反対に、悪臭の苦情が21件減少しました。

年度	典型7公害								典型7公害以外	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
10	247	47	1	44	2	0	123	464	84	548
11	253	91	0	46	4	0	110	504	335	839
12	228	116	5	50	3	0	151	553	214	767
13	404	122	4	54	5	0	144	733	347	1,080
14	315	111	2	63	3	0	121	615	270	885
15	293	110	3	66	1	0	122	595	169	764
16	235	82	1	64	1	0	100	483	97	580
17	313	140	1	70	1	0	116	641	253	894
18	332	117	4	60	6	0	144	663	279	942
19	276	122	6	73	4	0	120	601	317	918
20	223	106	3	70	4	0	99	505	328	833
21	249	108	4	57	6	0	120	544	302	846
22	205	92	3	92	3	0	142	537	342	879
23	162	105	2	75	1	0	133	478	405	883
24	165	103	4	81	2	0	124	479	276	755
25	183	122	7	74	10	1	103	500	280	780
対前年度増減	18	19	3	-7	8	1	-21	21	4	25
対前年度比	1.02	0.98	2.00	1.08	2.00	-	0.93	1.00	0.68	0.86



平成25年度種類別苦情割合

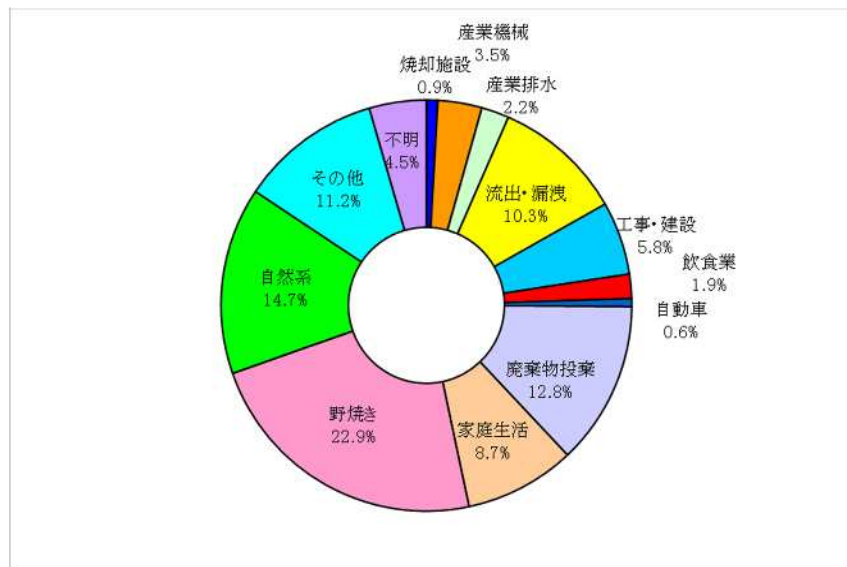


種類別構成比の年度比較

### (3) 発生源別公害苦情件数

平成25年度の公害苦情をその発生源別にみると、「焼却(野焼き)」が179件(22.9%)、「自然系」が115件(14.7%)、「廃棄物投棄」が100件(12.8%)、「流出・漏洩」が80件(10.3%)であり、以下「家庭生活」、「工事・建設作業」、「産業用機械作動」と続く結果でした。

平成25年度発生源別公害苦情件数														
発生源 種類	焼却 (施設)	産業用 機械作動	産業 排水	流出・ 漏洩	工事・建 設作業	飲食店 営業	移動 発生源 (自動車)	廃棄物 投棄	家庭 生活	焼却 (野焼き)	自然系	その他	不明	計
大気汚染	6	4	1		7				2	156		7		183
水質汚濁		1	10	69		1			6		5	6	24	122
土壌汚染				7										7
騒音		14			24	7	5		8			14	2	74
振動		3			6							1		10
地盤沈下													1	1
悪臭	1	4	5	2	3	4		3	32	13	3	27	6	103
典型7公害以外		1	1	2	5	3		97	20	10	107	32	2	280
計	7	27	17	80	45	15	5	100	68	179	115	87	35	780

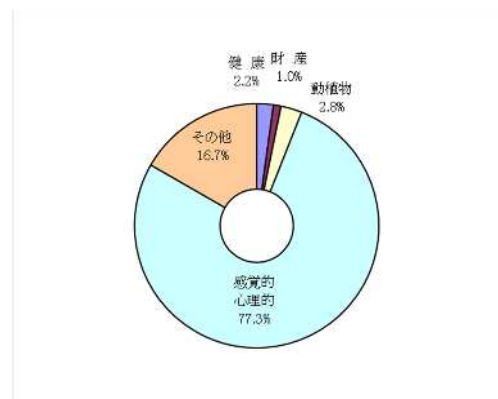


平成25年度発生源別公害苦情割合

### (4) 被害の種類別苦情件数

平成25年度の公害苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害(うるさい、臭い、不快等)が603件で、全体の77.3%を占めており、動植物被害(農作物、養殖魚、ペット等の被害、損害等)22件(2.8%)、健康被害(騒音による寝不足等)17件(2.2%)、財産被害(家屋や生活用品等の破損、汚れ等)8件(1.0%)の順でした。

また、その他として、苦情申立人に直接の被害が及ばないものや、環境悪化を問題にするもの等、上記のいずれにも該当しないものが130件(16.7%)あり、生命にかかわる被害の発生はありませんでした。



平成25年度被害の種類別割合

## (5) 公害苦情の処理件数

平成25年度の公害苦情を受理した機関別にみると、全件数780件のうち、県の機関で受理したものは173件(22.2%)、市町村で受理したものは607件(77.8%)でした。

また、県全体でみると、人口1,000人あたりの苦情件数は0.91件でした。

公害苦情の処理状況については、年度内に県の機関及び市町村において直接処理したものの719件、警察・国等へ移送したものの11件、翌年度へ繰越したものの7件でした。また、原因が不明で一時的な現象であったため、直接処理が不可能であったもの(「その他」)も43件報告されました。

苦情処理件数の推移

項目	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
苦情件数		580	894	942	918	833	846	879	883	755	780
直接処理件数		562	818	886	836	763	794	845	796	501	719
直接処理率(%)		96.9	91.5	94.1	91.1	91.6	93.9	96.1	90.1%	66.4%	92.2%

平成25年度 市町村別・種類別公害苦情件数(平成26年3月末現在)

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	7公害以外	合計	人口千人当り件数
市部	187	105	7	69	10	1	88	467	266	733	1.00
郡部	3	10		5			15	33	14	47	0.37
甲府市	86	20		35	8		19	168	23	191	0.99
富士吉田市	15	1		5	1		11	33		33	0.65
都留市	10	5		5			17	37	44	81	2.56
山梨市	12	4	1	1			5	23	42	65	1.76
大月市	1	1		3		1	5	11	13	24	0.89
韮崎市	3	1		2			1	7	6	13	0.42
南アルプス市	7	23		6			5	41	5	46	0.63
北杜市	1	11		5			2	19	5	24	0.49
甲斐市	42	3		5	1		16	67	120	187	2.51
笛吹市	4	24	6	2			3	39	3	42	0.59
上野原市							1	1	2	3	0.12
甲州市	5	8					3	16	1	17	0.50
中央市	1	4						5	2	7	0.22
西八代郡							4	4	1	5	0.29
市川三郷町							4	4	1	5	0.29
南巨摩郡	1	1		1			5	8	5	13	0.33
早川町											
身延町							2	2	1	3	0.22
南部町											
富士川町	1	1		1			3	6	4	10	0.62
中巨摩郡	2	3		2				7		7	0.37
昭和町	2	3		2				7		7	0.37
南都留郡		6		2			6	14	8	22	0.43
道志村											
西桂町											
忍野村		4		1			3	8	7	15	1.63
山中湖村		1					1	2	1	3	0.51
鳴沢村											
富士河口湖町		1		1			2	4		4	0.15
北都留郡											
小菅村											
丹波山村											
県計	190	115	7	74	10	1	103	500	280	780	0.91

## 7 工場における公害防止組織の整備(公害防止管理者の選任状況)(大気水質保全課)

工場における公害防止組織を整備し、企業が自主的に公害の未然防止を図ることを目的として「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されています。

同法では、ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が1時間当たり10,000N立法メートル以上の工場や汚水等排出施設の排出水量が1日当たり1,000立法メートル以上の工場、特定の有害物質を使用する工場等(特定工場という。)を設置している者に対し、公害防止に関する技術的事項を管理するための公害防止管理者(代理者)を選任し、また、常時使用する従業員の数が21人以上の場合には、施設の維持管理及び使用や事故時の措置等に関する業務等を統括管理する公害防止統括者(代理者)を選任し、知事又は市町村長に届け出ることを義務づけています。

さらに、排出ガス量の合計が1時間当たり40,000N立法メートル以上、かつ排出水量が1日当たり10,000立法メートル以上の特定工場を設置している者に対しては、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する役割を担う、公害防止主任管理者(代理者)を選任し、知事に届け出ることを義務づけています。

平成26年3月末現在、公害防止管理者等の知事への届出状況は次の表のとおりです。

公害防止管理者等の届出状況

	特定工場	公害防止統括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者
大気関係	110	95(93)	0(0)	49(43)
水質関係				59(51)
騒音関係				5(4)
特定粉じん関係				0(0)
一般粉じん関係				51(40)
振動関係				5(4)
ダイオキシン類関係				0(0)

( )は公害防止主任管理者等の代理者数

上記の公害防止管理者の届出状況は県に届出された公害防止管理者のみであり、次の場合は含まれていません。

- ・一般粉じん関係の公害防止管理者のみが対象となる事業場で、事業場所在地が甲府市内にある場合。
- ・騒音・振動関係の公害防止管理者のみが対象となる事業場の場合。

## 8 土地利用の適正化

### (1)適正な土地利用に関する計画(企画課)

#### 国土利用計画

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、より良い形で未来へと引き継ぐべき資産です。国土利用計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき制定されるものですが、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を十分に踏まえながら、県民が、真の豊かさや暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくりを目指し、総合的かつ計画的に行うための長期計画であり、県土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるものです。国土利用計画(山梨県計画)は、昭和52年3月25日に第一次計画を策定し、その後、平成21年3月23日に第四次計画を策定しました。

### 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するための基本となる計画であり、国土利用計画を基本とし、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、治山・治水等に配慮しつつ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法の個別の土地利用規制と相まって、適切かつ合理的な土地利用を図るための上位計画として位置づけられるものです。昭和51年5月20日策定後、土地利用の実態に合わせて毎年見直し等を行っています。

## (2)適正な土地利用に関する規制等

土地利用のあり方については、都市計画法、森林法などの規制法が定められており、それぞれの法目的の実現が図られていますが、法律は、我が国全土に適用される基本原則であるため、必ずしも地域の実情を反映して制定改廃されるものではありません。このため、多くの地方公共団体では、それぞれの権能の範囲内で、地域の事情を勘案した土地利用に関する規制制度を設けています。

本県では、次に掲げる土地利用の規制システムを設け、法律による規制措置と相まって、全体として適切な県土利用が図られるよう、様々な施策を講じています。

### 県による土地利用規制

#### ア 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(都市計画課)

宅地開発事業が造成区域の内外に及ぼす災害等を未然に防止し、生活環境の保全を図ることを目的に、宅地開発事業を行うための基準を定めた「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」を昭和48年に施行しました。この条例では、都市計画区域外における0.3ha以上1ha未満の宅地開発事業について、基準に合致した設計であることの確認を受けることを義務付けています。

#### イ 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例(森林整備課)

昭和47年頃より県下にゴルフ場造成の動きが顕著となり始めたことから、その重要性に鑑み、従来「山梨県大規模土地利用指導要綱」によって行われていた指導をより具体的なものにするため、全国に先駆けて昭和48年に「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」を施行し、より一層の適正化を図ってきました。この条例は、5ha以上の一団の土地に係るゴルフ場、遊園地等のレクリエーション施設の造成事業を対象に必要な規制を行っています。

### 法律に基づく土地利用規制

#### ア 都市地域における規制(都市計画課)

都市地域における土地利用の規制の中心となるのは都市計画法です。この法は、土地利用の規制に関して、都市計画区域及び準都市計画区域の指定、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の決定、開発行為の許可制等を定めています。

都市計画法による区域の指定状況(平成26年3月31日現在)

地域・地区等	指定地域等の数	面積	備考
都市計画区域	12	86,385	20市町村(12市6町2村)
市街化区域	1	5,628	甲府都市計画区域
市街化調整区域	1	6,891	4市町(3市1町)
(用途地域)	18	11,048	17市町(12市5町)

### イ 農業地域における規制(農村振興課)

農業地域における土地利用計画の中心となるのは、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)です。この法では、農業振興地域の指定、農業振興地域整備計画の策定、農用地区域内における開発行為の制限等を定めています。

農業振興地域指定状況(平成25年12月1日現在)

地域・地区等	指定地域等の数	面積	備考
農業振興地域	22	294,522	27市町村(13市8町6村)
うち農用地区域		27,710	

### ウ 森林地域における規制(森林整備課・治山林道課)

森林地域における土地利用計画の中心となるものは森林法です。この法律では、森林計画の樹立、林地開発許可制度並びに保安林及び保安施設地区の指定並びにこれらの地区における土地利用行為の制限を定めています。

平成25年度林地開発許可の実績(単位:ha)

開発目的	件数	面積
別荘地の造成		
土石の採取	1	
工場事業場用地	8	20
ゴルフ場		
レジャー施設	1	
その他	3	3
計	13	23

(1haを超える開発を対象とし、数値には変更許可を含む)

[森林整備課] 保安林指定状況は別掲(治山林道課)

### 国土利用計画法に基づく土地取引規制(企画課)

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

平成10年9月1日に同法が一部改正され、注視区域、監視区域等の土地取引の規制区域の指定がない場合、土地売買等の契約締結後、2週間以内に届出を行う事後届出制となりました。

事後届出受理状況

(単位:ha)

年次 利用目的	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
住宅地	13	9.1	10	3.6	3	7.5	4	2.8	13	7.1	11	4.8	13	2.7	21	4.8
別荘地	1	2.8	4	4.3	1	1.3	1	0.5	1	3.1	1	1.3	0	0	0	0
商業・生産施設	14	20.9	35	35.5	18	24.1	6	13.1	11	3.7	3	2.1	13	13.3	9	4.1
レクリエーション施設 (ゴルフ場を含む)	1	0.7	3	1.9	2	6.3	1	4.3	0	0	0	0	0	0	0	0
林業	4	10.8	2	2.6	0	0	1	1.6	0	0	0	0	0	0	0	0
農業・畜産業	1	2.1	1	1.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産保有・その他	11	18.3	91	60.8	100	41.8	126	57.4	109	36.4	37	28.9	33	30.9	39	19.6
合計	45	64.7	146	110.0	124	81.0	139	79.7	134	50.3	52	37.1	59	46.9	69	28.5

## 3 - 5 魅力ある景観づくり

### 1 山梨県景観条例に基づく取り組み

#### (1)景観条例制定の経緯(美しい県土づくり推進室)

本県は、富士山、南アルプス、ハヶ岳、奥秩父などの雄大な山岳を背景とした眺望やこれらを源とする河川や渓谷などの豊かな自然が織りなす美しい景観とともに、歴史の流れを感じさせる神社仏閣や遺跡、旧街道の宿場跡のまち並みなど歴史的文化的資産にも恵まれています。また、甲府盆地一帯には、桃やぶどうなどの果樹園や田畑など多様で個性的な景観が展開しています。

このような、優れた景観を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造し、快適な環境を形成するため平成2年10月に「山梨県景観条例」を制定しました。本条例では、景観形成地域の指定、大規模行為に関する景観形成、公共事業の実施等に関する景観形成、景観形成住民協定等を柱として、これまで、清里景観形成地域における届出に対する指導(H23.10.1北杜市景観条例施行に伴い廃止)、大規模行為の届出に対する指導、公共事業による景観形成、景観形成住民協定の認定、及び市町村景観計画策定事業への助成などの取り組みを行ってきました。

## (2)平成25年度における状況(美しい県土づくり推進室)

大規模行為については、54件の届出がありました。

公共事業については、森林環境部、農政部、県土整備部において景観に配慮した事業が行われました。

住民協定についてこれまでの状況は次のとおりです。

### 住民協定締結地区

- ・ 現在認定されている箇所

甲州市勝沼町等々力地区、笛吹市芦川町新井原地区、富士川町長沢地区、笛吹市八代町奈良原地区、身延町下部湯町地区

- ・ 過去認定されていた箇所

早川町赤沢地区、富士河口湖町西湖南地区、南アルプス市あやめが丘地区、富士河口湖町旭南町地区、北杜市白州町台ヶ原地区、富士川町大柵地区、富士河口湖町浜町地区、甲府市湯村地区

## 2 景観の保全・創造に関する施策

### (1)美しい県土づくりの推進(美しい県土づくり推進室)

#### 美しい県土づくりガイドラインの策定

本県の景観の現状と課題及び県土全体の景観づくりの方針と施策の展開方策など、美しい県土づくり推進の方向性を示すとともに、各市町村における調和のとれた実効性の高い景観づくりを支援していくため、平成21年3月に「美しい県土づくりガイドライン」を策定しました。

#### 景観アドバイザー活用事業

美しい県土づくりを推進するため、市町村が開催する景観形成に係る勉強会や、県や市町村の公共事業を所管する部門に景観アドバイザーを派遣し、その専門的知識を活用しています。

#### 景観形成モデル事業費補助金

景観上重要な地域等において景観形成をモデル的に推進する地区を設定し、県・市町村・住民の三者協働による修景事業について、市町村が実施する修景事業と市町村が補助する住民の修景工事に対して県が補助し、市町村の景観計画策定に向けた取組の推進と、景観計画に基づく景観形成の具体的な取組を促進します。



## (2)みどりの街並み計画の推進(みどり自然課)

本県は豊かな自然と美しい景観に恵まれています。市街地では、都市化の進展などに伴い自然との共生を感じる身近な緑が減少傾向にあります。都市の緑は、植物の二酸化炭素の吸収と蒸発散作用等によるヒートアイランド現象の緩和、避難空間の形成や延焼防止等による防災性の向上、潤いのある都市景観の形成など多様な機能を有しており、快適で安全な都市生活を実現するうえで、欠かせない重要な役割を果たしています。

このため、県では緑に包まれた快適な都市環境を創造するため「みどりの街並み計画」を策定しました。みどりの街並み計画は、みどりの創出、みどりの保全、みどりを育てる仕組みの3つの柱によって構成されており、都市における環境保全、都市景観、防災等の諸機能を効果的に発揮できるよう、長期的視点に立ち、系統的に緑地を配置し、県、市町村、住民が一体となって積極的に緑化を推進していくものです。また、平成26年3月に策定された新たな「山梨県緑化計画」(計画期間:平成26年度～平成35年度)の市街地に関わる部門計画として位置づけられています。

### <みどりの街並み計画の概要>

#### ア 都市のみどりの創出

都市公園の整備を進めるとともに、県有施設等公共施設の緑化、街路樹等による道路の緑化、水辺空間と一体となった河川沿いの緑化など、豊かさを実感できる身近な空間における緑の整備を計画的、系統的に推進します。また、緑地協定や景観形成住民協定の締結による住民の自主的な緑化を推進するなど、民間の緑の整備を促進します。

#### イ 都市のみどりの保全

都市の良好な自然的環境を保全するため、緑地保全地区の指定や風致や景観に優れた地区について風致地区の指定、見直しを行うとともに、貴重な緑地の公有地化、市町村の緑化保全事業の支援など、緑の資源を保全し保護育成を図ります。

#### ウ みどりを育てる仕組み

樹木の有効活用を図るグリーンバンク制度や緑の募金、緑の基金事業の充実など、緑化推進体制の整備を進めるとともに、普及啓発活動を通じて地域住民の緑化に対する関心を広げ、住民参加により行政と一体となった緑化の推進を図ります。さらには、緑づくりの意義を理解し、住民による自主的な緑づくりの展開がされるよう、その環境整備を進め、また、緑の質を維持向上させるため、管理体制の充実を図ります。

## (3)緑の風景創造事業(みどり自然課)

計画的な緑化樹養成を行うとともに、緑被率の低い県有施設等を対象に、養成した大型緑化樹、郷土種等を活用した緑化を行いました(平成25年度実施箇所:甲府南高校)。

## (4)やまなしの歴史文化公園の整備(美しい県土づくり推進室)

本県は、美しい自然環境に恵まれるとともに、その風土の中で育み築かれてきた歴史的文化的資産も豊富です。県では、このような郷土の歴史的文化的資産が周囲の自然環境又は景観と一体となって、山梨らしさを具現・形成している地域を、「やまなしの歴史文化公園」として指定(平成26年3月末現在:16市町24か所)し、その保全と活用を促進を図っています。それぞれの地域では、これらの公園がもつ歴史的文化的価値を再認識し、住民が自ら守り育てていく気運を高めるための取り組みが行われています。

**(5) 甲府城跡保存活用等の検討** (学術文化財課)

県指定史跡甲府城跡は昭和43年の史跡指定時に実施された学術調査において「天守閣は存在しない。」と結論づけられましたが、平成2年以來実施されてきた舞鶴城公園整備事業に伴った発掘調査の成果などから、近年、本丸周辺に高層建造物は一時期存在していた可能性が高いと指摘されるようになりました。

平成17年6月からは「甲府城跡保存活用等調査検討委員会」を設置し、その調査結果(甲府城の歴史的建造物の姿等)について、平成21年3月に甲府城保存活用等調査検討委員会報告書としてまとめました。

これに続き、県指定史跡甲府城跡の櫓門復元整備の可能性を含めた広範な調査検討を、平成21年4月から「甲府城跡櫓門整備検討委員会」で行い、その報告を受け、県として甲府城跡の保存とともに一層の活用を図るため、経済効果があり、景観的な充実と、市街地活性化に連動した利活用が期待でき、復元根拠が十分である鉄門を復元することとしました。

平成21年12月には「県指定史跡甲府城跡櫓門復元検討委員会」を設置するとともに、鉄門の詳細設計を行い、平成22年9月から復元工事に着手しました。鉄門の復元工事は平成24年12月に完了し、平成25年1月10日から供用を開始しています。

**(6) 文化財保存事業費の補助** (学術文化財課)

文化財は、長い歴史の営みの中で伝承され大切に保存されてきたものであり、本県文化の礎でもあります。また、多くの場合、文化財はそれが伝わる地域の象徴でもあり、地域の景観を形作る重要な要素ともなっています。

県では、国指定及び県指定文化財の所有者が行う修理等保存事業に対し助成を行うことにより、貴重な文化財の保存・活用を積極的に進めています。

**(7) 建築文化賞による顕彰** (建築住宅課)

山梨県建築文化賞顕彰事業は、地域の周辺環境の向上に資し、景観上又は機能性等に優れた建築物等を表彰することにより、魅力と風格のある文化的で快適なまちづくりに寄与するとともに、まちなみ景観に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

表彰部門は、住宅建築、一般建築物等、公共建築物等、良好なまちなみ景観を形成している建築物等の4つの部門があり、山梨県及び建築関係5団体で構成される「山梨県建築文化賞推進協議会」が事業を実施しています。

平成25年度は、応募総数53件の中から、建築文化賞1件、建築文化奨励賞5件が選ばれました。



H25 建築文化賞 甲府市庁舎

### 3 公共事業における景観形成(林業施設景観形成事業)(治山林道課)

本県の豊かな自然と優れた景観を維持し、保全していくため、林道事業及び治山事業にかかる施工箇所、施設等で眺望上景観形成が必要なものについて、自然と調和した修景工事を行っています。また、更に森林の持つ多面的な機能の総合的な発揮と均衡ある県土の保全を図るため、森林の環境保全機能と景観機能の強化に向けた施業も実施しています。

平成25年度林業施設景観形成事業実績(単位:千円)

事業名	事業費	備考
林道修景事業	10,459	林道施設修景対策工
治山修景事業	13,691	治山施設修景対策工等
県有林野内修景事業	-	-
計	24,150	

### 4 屋外広告物の適正化(美しい県土づくり推進室)

#### (1)屋外広告物条例制定の経緯

屋外広告物は、県民の日常生活に有用な情報を提供するとともに、地域の活性化や個性の表現に一定の役割を果たしています。しかし、屋外広告物の無秩序な掲出は地域の美観や周囲の良好な景観を損なうばかりでなく、公衆に危害を及ぼす可能性もあります。このため、県は屋外広告物条例を定め、地域の良好な景観の形成や風致を維持するよう一定の規制を行うとともに、日常的な監視、講習会の開催及び制度の周知啓発に努めてきました。

#### (2)屋外広告物の適正化の推進

県が、平成25年度に地域の良好な景観の形成や風致を維持するために行なった、屋外広告物に関する指導や規制、広告主等に対する意識啓発等は、次のとおりです。

違反広告物に対する年間を通じた指導及び一斉取締り(2回)の実施。

屋外広告物に関する講習会(1回)の実施。